



那覇市職員のための
仕事と子育て
両立支援
ハンドブック
Q & A 編

この冊子では妊娠・出産・子育てに関する休暇等の支援制度に対してよくある質問をまとめて紹介しています。

また、那覇市内でご利用いただける子育て支援制度の紹介もしています。

令和4年9月
那覇市総務部人事課



目次

第1章 妊娠までの期間	1
1 出生支援（不妊治療）休暇	1
Q 1-1-1 不妊治療を受けることについて配偶者と相談しています。どのような休暇を利用できますか？	1
Q 1-1-2 不妊治療について相談するために病院を受診したら、まず、検査を受けることとなりました。出生支援（不妊治療）休暇を利用できますか？	1
Q 1-1-3 出生支援（不妊治療）休暇の対象となる治療を教えてください。	1
Q 1-1-4 実際に不妊症治療を受ける場合以外でも、病院に行かなければなりません。不妊治療に関係することであれば、出生支援（不妊治療）休暇を利用できますか？	1
Q 1-1-5 不妊治療によっては長期に及ぶ場合があるそうです。どのような休暇を利用できますか？	1
Q 1-1-6 幾度か妊娠しましたが続けて流産してしまいました。このような症状の治療にも出生支援（不妊治療）休暇を利用できますか？	2
第2章 妊娠中の休暇制度など	2
1 妊娠がわかったとき	2
Q 2-1-1 妊娠の可能性のあることに気づき受診したところ、妊娠したことがわかりました。必要な手続きがありますか？	2
Q 2-1-2 配偶者が妊娠していることがわかりました。職場に報告しなければなりませんか？	2
2 妊娠健診休暇	3
Q 2-2-1 病院に行ったところ、妊娠がわかりました。その受診時間についても妊娠健診休暇として認めてもらえますか？	3
Q 2-2-2 妊婦健診の休暇は、どのように取得できますか？	3
Q 2-2-3 出勤した後、妊娠健診を受診するため勤務を離れます。休暇の対象となる時間はどうなりますか？	3
Q 2-2-4 妊娠健診と保健指導が別の日に行われるようです。それぞれの日に必要な時間の休暇を利用できますか？	3
Q 2-2-5 生まれた乳児の健康診査のために、妊娠健診休暇を利用できますか？	3
3 出生支援（つわり等）休暇	4
Q 2-3-1 妊娠の診断を受けましたが、体調が悪くて出勤できません。どのような休暇を利用できますか？	4
4 通勤緩和休暇	4

Q 2-4-1	現在妊娠中でマイカー通勤ですが、出勤時の混雑にストレスを感じます。通勤緩和休暇を利用できますか？.....	4
Q 2-4-2	歩いて通勤しています。通勤緩和休暇を利用できますか？.....	4
Q 2-4-3	通勤緩和休暇は、勤務時間の始めと終わりに分けて利用できますか？	4
Q 2-4-3	出勤時に午前8時半から9時までの通勤緩和休暇を認められています が、家事のため、引き続く9時から11時まで年休を利用できますか？.....	4
5	その他.....	5
Q 2-5-1	時間外・休日勤務を行うことが、体調的にきつくなったらどうしたら良いですか？.....	5
Q 2-5-2	勤務時間についての勤務軽減措置があるとのことですが、どのようなものがあるのでしょうか？.....	5
Q 2-5-3	妊娠中の症状で気になることがあります。職場の配慮を求めるためにどのようにすればいいですか？.....	5
Q 2-5-4	(切迫)流産や(切迫)早産の恐れがあるとお医者さんから言われ、勤務できない期間が長期になりそうです。どのような休暇を利用できますか？.....	5
Q 2-5-5	(切迫)流産や(切迫)早産の恐れにより勤務できない期間が、私傷病休暇を利用できる期間を超えてしまうときは、どうすればよいですか？.....	6
第3章	出産時の休暇制度等など.....	6
1	産前産後休暇.....	6
Q 3-1-1	実際に出産した日が、出産予定日より遅れてしまいました。どうなりますか？.....	6
Q 3-1-2	妊娠4ヶ月で流産しました。産後休暇はどうなりますか？.....	6
2	出産補助休暇.....	6
Q 3-2-1	妻の出産前に上の子の世話のために出産補助休暇を利用できますか？	6
Q 3-2-2	妻の入院期間中、午後病院に行くための時間について出産補助休暇を利用できますか？.....	7
Q 3-2-3	育児短時間勤務を利用している場合でも7日間利用できますか？....	7
3	その他.....	7
Q 3-3-1	厚生会から祝い金が有ると聞いたのですが？.....	7
Q 3-3-2	生まれた子の扶養に係る給与や児童手当、健康保険などの手続きについて教えてください。.....	7
Q 3-3-3	扶養手当の申請はせずに、健康保険(共済組合)の被扶養者として申告することが出来ますか？.....	7
第4章	育児中の休暇制度等に関するQ & A.....	8
1	育児休業.....	8

Q 4-1-1	育児休業の取得を上司に相談したら、「代替の職員が見つからない」と言われました。育児休業を取得できないのでしょうか？.....	8
Q 4-1-2	妻が専業主婦の場合でも、育児休業を取得できますか？.....	8
Q 4-1-3	同居している祖父母が育児の手伝いをしてくれる場合は、育児休業は認められないのですか？.....	8
Q 4-1-4	配偶者が育児休業を取得している期間、利用できない休暇や制度等がありますか？.....	8
Q 4-1-5	「産後パパ育休」ってなんですか？.....	8
Q 4-1-6	夫婦で育児休業を交互に取得することはできますか？.....	9
Q 4-1-7	産後休暇後、数日出勤してから育児休業を取得することができますか？.....	9
Q 4-1-8	育児休業した後、一旦復職しましたが、もう一度取得することはできますか？.....	9
Q 4-1-9	育児休業を取得した後、その休業期間を延長することはできますか？	9
Q 4-1-10	育児休業の対象となる子を保育園に入園させて復職したいのですが、育児休業を短縮することはできますか？.....	10
Q 4-1-11	育児休業をしている間、給与はどうなりますか。.....	10
Q 4-1-12	共済組合の掛金や社会保険料は今まで通りなのでしょうか？.....	10
Q 4-1-13	育児休業期間中、常勤職員の厚生会掛金は免除されると聞いたのですが？.....	10
Q 4-1-14	育児休業中に第2子が生まれそうです。第1子のために取得している育児休業はどうなりますか？.....	10
Q 4-1-15	現在育児休業中で、復職に向け職員研修を受講したいと思いますが可能でしょうか？.....	11
Q 4-1-16	本市の男性職員の育児休業等取得率はどのくらいですか？.....	11
2	保育休暇.....	12
Q 4-2-1	配偶者が専業主婦（夫）で、普段、子の面倒を見ている場合でも利用できますか？.....	12
Q 4-2-2	配偶者が育児休業中ですが、体調を崩して子の面倒を見ることができません。この場合には、保育休暇を利用できますか？.....	12
Q 4-2-3	祖父母と同居しており、子の面倒を見てもらうことができますが、この場合でも保育休暇を利用できますか？.....	12
Q 4-2-4	育児休業と同じように、保育休暇も3歳未満の子の育児のために申請すれば認められますか？.....	12
Q 4-2-5	保育休暇の前後に引き続いて年休を利用できますか？.....	12

Q 4-2-6	4時間勤務の日や週休日の半日振替により4時間勤務となった場合でも、保育休暇を1時間30分利用できますか？.....	12
Q 4-2-7	双子の場合は、育児の手間も2倍かかるので保育休暇も2人分もらえますか？.....	13
Q 4-2-8	部分休業と併せて、保育休暇を利用することはできますか？.....	13
3	予防接種休暇・子看護休暇.....	13
Q 4-3-1	子どもに予防接種を受けさせたいのですが？.....	13
Q 4-3-2	小学生の子どもが熱を出してしまいましたが子看護休暇を利用できますか？.....	13
Q 4-3-3	子どもの看病以外でも子看護休暇が認められる場合を教えてください。.....	13
Q 4-3-4	子看護休暇は、子どもが2人以上いる職員の場合には10日付与されると思いますが、例えば下の子1人につき10日利用してもよいのでしょうか。.....	14
4	勤務時間に関する制度.....	14
Q 4-4-1	子が1歳の誕生日を迎え保育園送迎のために利用していた保育時間(休暇)を利用できなくなりました。どのような制度を利用できますか？.....	14
Q 4-4-2	保育園や児童クラブへの送迎時間に間に合わせるためには、定時に退庁する必要があります。どのようにすればよいですか？.....	14
5	部分休業.....	14
Q 4-5-1	育児休業からの復職に引き続き、部分休業を取得できますか？.....	14
Q 4-5-2	夫婦で部分休業を取得できますか？.....	15
Q 4-5-3	部分休業承認請求書は、請求する期間を記載することになっていますが、どのような単位で請求すればよいですか？.....	15
Q 4-5-4	部分休業承認請求書は、いつまでに提出すればよいですか？.....	15
Q 4-5-5	部分休業を取得したことがあります、再度、取得することができますか？.....	15
Q 4-5-6	部分休業の承認を受けている日に、承認を受けた時間以外の時間について年休を利用し、一日勤務しないことができますか？.....	15
Q 4-5-7	部分休業の承認を受けている日に、部分休業に引き続く時間について、年休を利用することができますか？.....	15
Q 4-5-8	部分休業は、1日の勤務時間が4時間以下の場合でも、2時間まで取得できますか？.....	16
Q 4-5-9	すでに承認されている部分休業の時間を変更したいときは、どうすればよいですか？.....	16
Q 4-5-10	早出遅出勤務を行っている日に、部分休業を請求することはできますか？.....	16

第4章 子育て中に利用できる那覇市の支援制度	17
1 子育て支援事業	17
(1) 利用者支援事業 子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」	17
(2) 育児支援家庭訪問事業	17
(3) 妊産婦・新生児訪問（助産師訪問）	17
(4) こんにちは赤ちゃん事業	17
2 子育て支援施設	18
(1) 病児保育	18
(2) 地域子育て支援拠点事業	19
(3) 子育て応援Day	20
(4) 児童館・児童遊園の利用	20
(5) 那覇市ファミリーサポートセンター	21

＜用語の定義＞

用語	定義
常勤職員	再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等非常勤職員以外の職員
会計職員	会計年度任用職員
育児休業法	地方公務員の育児休業等に関する法律



第1章 妊娠までの期間

1 出生支援（不妊治療）休暇

Q 1-1-1 不妊治療を受けることについて配偶者と相談しています。どのような休暇を利用できますか？

A 不妊治療を受けるために必要な期間の休暇として、出生支援（不妊治療）休暇が令和4年度から利用できるようになりました。体外受精などの基本治療については、すべて健康保険が適用されるようになっています。

不妊治療は、断続的な通院が必要となる場合など、業務への影響も考えられますので、所属長や相談員に対し、知られたくない情報について明確に伝えたいうえで、相談するようにしてください。

Q 1-1-2 不妊治療について相談するために病院を受診したら、まず、検査を受けることとなりました。出生支援（不妊治療）休暇を利用できますか？

A 出生支援（不妊治療）休暇は、不妊治療だけでなくそのための検査に必要な期間についても利用することができます。

Q 1-1-3 出生支援（不妊治療）休暇の対象となる治療を教えてください。

A 不妊の原因となる疾病の治療として行われるタイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、排卵誘発法などが対象となります。

また、体外受精に係る移植後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定等のための通院も対象です。

ただし、治療を受ける配偶者の付添いの場合は、治療ではありませんので、対象となりません。

Q 1-1-4 実際に不妊症治療を受ける場合以外でも、病院に行かなければなりません。不妊治療に関係することであれば、出生支援（不妊治療）休暇を利用できますか？

A 不妊治療を受ける前や治療中に説明を受ける場合のほか、配偶者の診断結果やその後の治療方針の説明を受ける場合についても、移動時間を含めた時間について、出生支援（不妊治療）休暇を利用できます。

Q 1-1-5 不妊治療によっては長期に及ぶ場合があるそうです。どのような休暇を利用できますか？

A 出生支援（不妊治療）休暇の対象となる治療のうち、体外受精及び顕微授精の場合の期間は、1年度につき10日以内です。年度途中からこれらの治療を受けることとなった場合は、変更となった時点で計10日利用することができます。



不妊原因を取り除く手術を受けた場合などは、私傷病休暇を利用することもできます。

Q 1-1-6 幾度か妊娠しましたが続けて流産してしまいました。このような症状の治療にも出生支援(不妊治療)休暇を利用できますか？

A 問のような不育症については、出生支援(不妊治療)休暇の対象とならず、利用することはできません。医師の診断により勤務できない期間があるときは、私傷病休暇などの利用を検討してください。

第2章 妊娠中の休暇制度など

1 妊娠がわかったとき

Q 2-1-1 妊娠の可能性あることに気づき受診したところ、妊娠したことがわかりました。必要な手続きがありますか？

A ご自身の妊娠又は配偶者の妊娠がわかったときは、市町村の窓口申請して、親子健康手帳の交付を受けましょう。健康診査を無料で受けることができる「妊婦健康診査受信票」は、親子健康手帳と一緒に発行されます。

また、妊娠したことを所属長に申し出てください。

妊娠から子育てに対する支援は職場全体で行います。特に職員自身が妊娠したときの母体保護の観点からも、速やかに申出を行いましょう。

申出後は、所属長や相談員と相談しながら、両立支援制度の利用についての子育てプランを策定するようにしましょう。

<那覇市における親子健康管理手帳に関する問い合わせ先>

那覇市保健所 地域保健課 電話 098-853-7962

ホームページアドレス



<https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/bosihoken/bosihoken/oyakokennkouteteyou.html>

Q 2-1-2 配偶者が妊娠していることがわかりました。職場に報告しなければなりませんか？

A 子育て中の職員が、生き活きとその能力を発揮できる環境を整えることは、すべての職員が働きやすい職場につながります。

子育てを支援する制度を有効に活用するとともに、育児休業中の業務についても、職場全体で子育て中の職員を支援する必要がありますので、妊娠や子育てに関する事情が生じたときは、早めに職場に報告しましょう。

育児休業条例は、職員から子育てに関する申出があったときは、所属長は、

育児休業の請求に係る意向を確認するため面談などの措置を講じなければならないことを定めています。

2 妊娠健診休暇

Q 2-2-1 病院に行ったところ、妊娠がわかりました。その受診時間についても妊娠健診休暇として認めてもらえますか？

A 妊娠の事実を確認するための受診は、妊娠検診休暇の対象となりません。検診のための休暇は、母体保護のために必要な時間に勤務しないことを認めるもので、妊娠の事実を確認する場合に必要なときは、年休を利用することができます。



Q 2-2-2 妊婦健診の休暇は、どのように取得できますか？

A 妊娠健診休暇は、回数が決まっています。期間に応じて、次のように受けることができます。

- ① 妊娠満23週まで・・・・・・・・・・4週間に1回
- ② 妊娠満24週から満35週まで・・・・・・・・2週間に1回
- ③ 妊娠満36週から分べんまで・・・・・・・・1週間に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合には、これを上回る回数が認められます。

Q 2-2-3 出勤した後、妊娠健診を受診するため勤務を離れます。休暇の対象となる時間はどうなりますか？

A 健康診査や保健指導を受けている時間のほか、医療機関での待ち時間、医療機関等への往復時間も休暇の対象となります。勤務を離れる時間から戻る時間について休暇を申請することができます。

Q 2-2-4 妊娠健診と保健指導が別の日に行われるようです。それぞれの日に必要な時間の休暇を利用できますか？

A それぞれの日に必要な時間について、利用することができます。

Q 2-2-5 生まれた乳児の健康診査のために、妊娠健診休暇を利用できますか？

A 乳児の健康診査は妊娠検診休暇の対象外です。妊娠健診休暇は、出産した職員が出産後も引き続き母体の健康を維持できるようにするための休暇です。乳児の健康管理については、子看護休暇や年休を利用できます。

3 出生支援(つわり等)休暇

Q 2-3-1 妊娠の診断を受けましたが、体調が悪くて出勤できません。どのような休暇を利用できますか？

A 食欲不振やめまい、頭痛、倦怠感など妊娠に伴う症状で、これらの症状により勤務することができないときは、出生支援(つわり等)休暇を利用することができます。

出生支援(つわり等)休暇は1 妊娠期間中に5 日まで、時間又は日を単位として利用できます。通算5 日間利用した後、なお症状が続く場合には、病気休暇(短期)を利用することもできます。

症状が長期に及び5 日以上連続して勤務できない場合は、私傷病休暇を利用することができます。

4 通勤緩和休暇

Q 2-4-1 現在妊娠中でマイカー通勤ですが、出勤時の混雑にストレスを感じます。通勤緩和休暇を利用できますか？

A 職員が運転するマイカー通勤の場合は利用することができます。通勤緩和休暇は、通勤手段がバス、モノレールなどの交通機関を利用している場合や妊婦である職員が運転するマイカー通勤の場合で、通勤時間帯における交通混雑が著しく母体や胎児の保護に支障がある場合に認められるものです。

Q 2-4-2 歩いて通勤しています。通勤緩和休暇を利用できますか？

A 徒歩、自転車、バイク通勤の場合には、利用することはできません。

Q 2-4-3 通勤緩和休暇は、勤務時間の始めと終わりに分けて利用できますか？

A 通勤緩和休暇は、通勤時間帯における交通混雑が著しく母体や胎児の保護に支障がある場合に認められるもので、1 日に1 時間以内です。例えば、出勤時と退勤時に分けて30分ずつ利用することも、出勤時又は退勤時に1 時間利用することもできます。

Q 2-4-3 出勤時に午前8時半から9時までの通勤緩和休暇を認められていますが、家事のため、引き続く9時から11時まで年休を利用できますか？

A 通勤緩和休暇は、母体保護を目的に、出勤時の交通混雑等を避けるための休暇です。なんらかの事由により交通混雑時間帯に出勤することがない場合は、通勤緩和休暇を付与する事由がないことからその承認が取り消され



ます。質問の場合は、8時半から11時までを年休を利用することができます。



5 その他

Q 2-5-1 時間外・休日勤務を行うことが、体調的にきつくなったらどうしたら良いですか？

A 時間外勤務や休日勤務を命ずることができないよう制限を請求することができます。所属長や相談員に相談してみましょう。

また、体調やこころのことについては、人事課の保健師・相談員に相談することができます。

保健室(内2064) メンタル相談室(内2066)

Q 2-5-2 勤務時間についての勤務軽減措置があるとのことですが、どのようなものがあるのでしょうか？

A 主な勤務軽減措置には、次のようなものがあります。

- ① 危険有害業務への就業禁止（事業所側の配慮事項）
- ② 妊産婦の請求による深夜労働の免除・制限（同上）
- ③ 妊産婦の請求による時間外休日労働の免除・制限（同上）
- ④ 妊娠中の女性による軽易業務への転換（同上）

なお、軽易業務への転換の例としては、出張の制限や早番から遅番への変更等があります。

Q 2-5-3 妊娠中の症状で気になることがあります。職場の配慮を求めるためにどのようにすればいいですか？

A 健康診査や保健指導の際、担当医師等に「母性健康管理指導事項連絡カード」に必要事項を記入してもらい、必要な措置について所属長と相談してください。

なお、「母性健康管理指導事項連絡カード」の様式は、子育てプランファイルから出力することができます。

Q 2-5-4 (切迫)流産や(切迫)早産の恐れがあるとお医者さんから言われ、勤務できない期間が長期になりそうです。どのような休暇を利用できますか？

A 医師の診断により勤務することができない(療養の必要がある)とされた期間

が連続して5日を超える場合には、90日まで私傷病休暇を利用することができます。

なお、私傷病休暇の期間が30日以上となった場合で、職務に復帰するときは、安全衛生管理の観点から、医師の診断書を添えて復職の申出が必要となります。

Q 2-5-5 (切迫)流産や(切迫)早産の恐れにより勤務できない期間が、私傷病休暇を利用できる期間を超えてしまうときは、どうすればよいですか？

A 私傷病休暇を利用できる期間を超えて引き続き療養が必要なときは、医師の診断書を添えて休職願いを提出し、休職することができます。

なお、休職期間中の給料や扶養手当、住居手当や期末手当等は80%の支給となります。

第3章 出産時の休暇制度等など

1 産前産後休暇

Q 3-1-1 実際に出産した日が、出産予定日より遅れてしまいました。どうなりますか？

A 出産の日が出産予定日より遅れた場合は、実際に出産した日までが産前休暇の期間となります。産後休暇の申請と同時に、出産した日までの産前休暇を申請してください。

なお、常勤職員にあっては「共済組合掛金免除（期間変更）」、会計職員にあっては「産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」を提出する必要があります。

Q 3-1-2 妊娠4ヶ月で流産しました。産後休暇はどうなりますか？

A 産後休暇により勤務しないこととなります。産後休暇の対象となる分娩は、妊娠満12週以後の分娩で、正規産、早産、流産、妊娠中絶いずれであっても該当します。従ってこの場合は、産後休暇が付与されます。

2 出産補助休暇

Q 3-2-1 妻の出産前に上の子の世話のために出産補助休暇を利用できますか？

A 利用できます。出産補助休暇は、出産予定日以前8週間（双子や3つ子などの場合は14週前）から出産後8週間以内に利用できる休暇です。1日又は時間単位で分割して利用することもできます。

出産時の付添いや、出産直後入院中期間、退院後についても、同様に利用することができます。



なお、令和4年10月1日以後は、子が1歳に到達する日まで利用できるようになります。

Q 3-2-2 妻の入院期間中、午後病院にいくための時間について出産補助休暇を利用できますか？

A 利用できます。時間単位で利用するときは、1日を7時間45分として算定し、計55時間利用できます。

Q 3-2-3 育児短時間勤務を利用している場合でも7日間利用できますか？

A 利用できます。ただし、時間単位で利用するときは、1日を育児短時間勤務中の1日の勤務時間として算定します。

3 その他

Q 3-3-1 厚生会から祝い金が有ると聞いたのですが？

A 職員厚生会の出産祝金（20,000 円）の給付が受けられます。出産祝金請求書を提出してください。

Q 3-3-2 生まれた子の扶養に係る給与や児童手当、健康保険などの手続きについて教えてください。

A 生まれた子を扶養するときは、次のような手続き考えられます。それぞれの状況に合わせて手続きをしてください。

- ① 扶養手当関係 扶養親族届（扶養手当用）
- ② 児童手当関係 児童手当関係届（認定請求書）
- ③ 共済組合（健康保険）の扶養親族関係 被扶養者申告書〔認定・取消・継続〕
- ④ 所得税関係 所得税扶養控除申告（提出済みの申告書に生まれた子を追加します）

Q 3-3-3 扶養手当の申請はせずに、健康保険（共済組合）の被扶養者として申告することができますか？

A 健康保険（共済組合）の被扶養の認定については、扶養手当を受けていることを確認することとされています。このため、扶養手当と健康保険（共済組合）の手続きは、併せて行う必要があります。



第4章 育児中の休暇制度等に関するQ & A

1 育児休業

Q4-1-1 育児休業の取得を上司に相談したら、「代替の職員が見つからない」と言われました。育児休業を取得できないのでしょうか？

A 育児休業法第2条第3項は、「(育児休業の) 請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。」と規定しています。所属長は、よほどの事情がない限りこれを承認しなければなりません。

育児休業は最長で3年に及ぶもので、その期間の業務を処理するために業務分担の整理や代替職員の採用等を行う必要があり、その準備に所要の時間が必要です。

育児休業の取得を計画しているときは、子育てと円滑な業務の遂行ができるようできるだけ早い時期から育児休業を取得する意思のあることを所属に伝え、育児休業の期間などについて相談するようにしましょう。

Q4-1-2 妻が専業主婦の場合でも、育児休業を取得できますか？

A 配偶者がお仕事をされていない場合でも、育児休業を取得することができます。また、配偶者が育児休業を取得している期間中でも、取得することができます。

Q4-1-3 同居している祖父母が育児の手伝いをしてくれる場合は、育児休業は認められないのですか？

A 育児を手伝ってくれる人がいる場合でも、育児休業は認められます。子の育児は、第一義的に親の責務とされているため、職員の祖父母等が子の世話をできる状況にあっても、現実には親が育児に携わる限り、育児休業を取得できることとなっています。

Q4-1-4 配偶者が育児休業を取得している期間、利用できない休暇や制度等がありますか？

A すべての休暇や制度を利用することができます。具体的には、育児のために利用できる子の予防接種休暇や看護休暇などの休暇のほか、育児短時間勤務や早出遅出勤務などがあります。

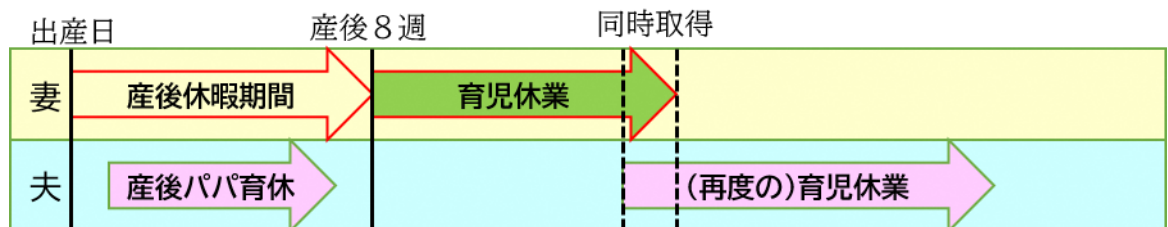
Q4-1-5 「産後パパ育休」ってなんですか？

A 通称「産後パパ育休」は、男性職員が配偶者の産後8週間の期間内(出生の日から57日以内)に取得する育児休業のことで、「男性版産休」ともいわれていま

す。

産後パパ育休を取得した職員は、配偶者の産後8週間経過後に育児休業を再度取得することができます。

また、令和4年10月1日以後は、産後パパ育休を2回に分割して取得できるようになる予定です。



Q 4-1-6 夫婦で育児休業を交互に取得することはできますか？

A できます。育児休業は、夫婦で交互に取得することも、同時に育児休業を取得することも可能です。

Q 4-1-7 産後休暇後、数日出勤してから育児休業を取得することができますか？

A 育児休業の期間は、出産休暇に引き延ばしている必要はありませんので、そのような取得もできます。

ただし、育児休業の期間中に、承認された期間を中断することはできませんので、注意してください。

Q 4-1-8 育児休業した後、一旦復職しましたが、もう一度取得することはできますか？

A 育児休業は、同一の子について原則として夫婦それぞれ1回ずつ取得することができます。

なお、令和4年10月1日以後は、原則として2回まで取得できることとなる予定です。また、産後パパ育休についても、2回取得できるようになります。

Q 4-1-9 育児休業を取得した後、その休業期間を延長することはできますか？

A 最初に承認された期間の延長は、原則として1回認められます。

なお、配偶者が負傷等のため入院した場合や配偶者と別居した場合など、予測できなかった事実が生じたため、再度育児休業期間を延長しなければ、子の養育に著しい支障を来す場合は、再度の延長をすることができます。



Q 4-1-10 育児休業の対象となる子を保育園に入園させて復職したいのですが、育児休業を短縮することはできますか？

A 育児休業法第5条第2項は、「当該育児休業に係る子を養育しなくなった」と「認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする」とされており、保育園へ託児するなどで常態的に子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合は、育児休業の承認が取り消され、育児休業期間が短縮されます。

育児休業の承認にあたっては、代替職員の任用など様々な措置を講じられていますので、承認された期間の途中で復職を希望するときには、事前に所属と十分に相談して、復職の時期を決定することが大切です。

Q 4-1-11 育児休業をしている間、給与はどうなりますか。

A 育児休業期間中は無給となりますが、子が1歳に達する日まで、常勤職員は共済組合から、会計職員はハローワークから育児休業給付金を受けることができます。

また、期末手当や勤勉手当は、それぞれの休養期間と基準日との関係で支給されることがありますので、詳しいことは制度編をご覧ください。

なお、育児休業手当金は、1歳の時点で次の要件に該当する場合は、受給期間を1歳6月まで、1歳6月の時点で該当する場合は2歳まで延長することができます。

- ① 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- ② 子を養育する予定の配偶者が死亡、負傷、疾病、離婚等の事情により子を養育することが困難になった場合
- ③ 子を養育する予定の配偶者が6週間以内に出産する予定、又は産後8週間を経過しないとき

Q 4-1-12 共済組合の掛金や社会保険料は今まで通りなのでしょうか？

A 育児休業の期間中は、常勤職員は市町村共済組合掛金の、会計職員は社会保険料の免除が受けられます。

Q 4-1-13 育児休業期間中、常勤職員の厚生会掛金は免除されると聞いたのですが？

A 申請により育児休業に入った月から復職の前月まで免除されます。

Q 4-1-14 育児休業中に第2子が生まれそうです。第1子のために取得している育児休業はどうなりますか？

A 産前産後の休暇期間は、母体の健康維持と出産後の母



体の回復に専念するための休養期間として育児休業に優先するものとされています。したがって、第1子の育児休業期間中に、第2子の出産のため産前休暇を申請することで、育児休業の承認の効力は失効することになります。

なお、産後休暇終了後、引き続き育児休業をする場合は、第2子について育児休業をすることになります。

Q 4-1-15 現在育児休業中で、復職に向け職員研修を受講したいと思いますが可能でしょうか？

A 育休中、常勤職員の研修については、人事課が主催する指名研修の受講が可能です。公務災害に代わる保険を適用します（厚生会にて負担、自己負担分なし）。研修対象者には、開催1ヶ月前頃に各所属から参加確認の連絡をします。

なお、研修中のお子さんの保育については、一時的に家庭保育が困難な場合に保育する「一時預かり保育」制度を保育園等で利用できます。申し込みに必要な書類等がありますので、事前に利用する施設へご相談ください。

Q 4-1-16 本市の男性職員の育児休業等取得率はどのぐらいですか？

A 男性職員の育児休業等取得率については下記をご覧ください。子を持つ職員を対象に行った調査結果です。

男性職員の出産補助休暇取得状況

年度 \ 項目	年度中に新たな育児休業等が取得可能になった男性職員数	出産補助休暇取得者数	取得率	次年度目標
令和3年度	67人	54人	80.6%	100%
平成31年度	68人	68人	100%	100%

男性職員の育児休業等取得状況
(育児休業・部分休業・育児短時間勤務の合計)

年度 \ 項目	育児休業等取得者数 (取得率)	次年度目標
令和3年度	28人 (41.8%)	25%*
平成31年度	11人 (8.8%)	12人

*改定後の計画が適用され、目標値の値が変更されました。令和6年度の目標30%に向けて徐々に目標値を上げる計画です。

平成31年度と比べ、令和3年度の男性職員の出産補助休暇取得率は下がっていますが、育児休業等取得率は上がっています。

2 保育休暇

Q4-2-1 配偶者が専業主婦（夫）で、普段、子の面倒を見ている場合でも利用できますか？

A 配偶者が専業主婦（夫）の場合は、保育休暇を認められません。

Q4-2-2 配偶者が育児休業中ですが、体調を崩して子の面倒を見ることができません。この場合には、保育休暇を利用できますか？

A 配偶者が育児休業中や専業主婦（夫）の場合であっても、子の面倒を見ることができない理由があるときは、保育休暇を利用することができます。

Q4-2-3 祖父母と同居しており、子の面倒を見てもらうことができますが、この場合でも保育休暇を利用できますか？

A このような場合は、保育休暇を利用することができます。

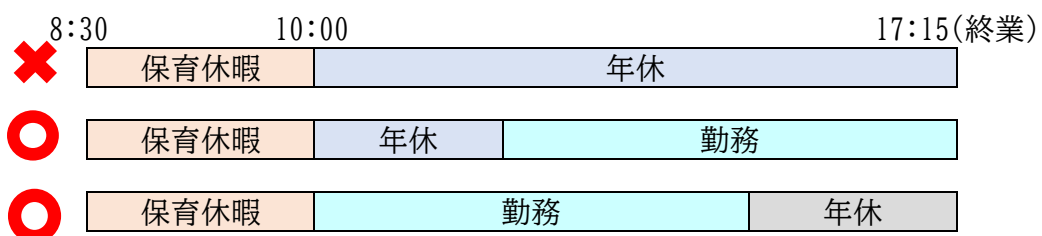
Q4-2-4 育児休業と同じように、保育休暇も3歳未満の子の育児のために申請すれば認められますか？

A 保育休暇は、「生後1年に達しない子を育てる職員」が対象ですので、認められません。「生後1年に達しない子」は、満1歳の誕生日の前日までの子のことです。

なお、子が1歳になった後も勤務時間を短くしなければならない状況があるときは、部分休業や育児短時間勤務を利用することができます。

Q4-2-5 保育休暇の前後に引き続いて年休を利用できますか？

A 保育休暇は、1日のすべてを勤務しない場合は、年休等と合わせて利用することはできません。1日中勤務しない場合は年休を取得してください。



Q4-2-6 4時間勤務の日や週休日の半日振替により4時間勤務となった場合でも、保育休暇を1時間30分利用できますか？

A 保育時間は1日7時間45分勤務を想定して1時間30分を想定しています。1日の勤務時間が4時間以内の場合に利用できる時間は、45分以内となります。

Q 4-2-7 双子の場合は、育児の手間も2倍かかるので保育休暇も2人分もらえますか？

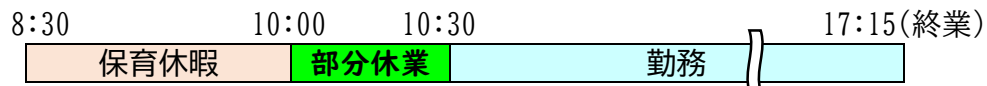
A 双子の場合でも、1日2回まで、合計1時間30分の範囲内です。双子であっても一子と同じ扱いになります。

Q 4-2-8 部分休業と併せて、保育休暇を利用することはできますか？

A 部分休業を認められた時間内に保育休暇を利用することができます。

部分休業は、勤務時間の始め又は終わりに引き続く時間について、1日を通じて2時間以内の休業ができる制度で、保育休暇も同様の時間帯に1日1時間30分以内の休暇が認められるものです。

このため、例えば、勤務時間の始めに引き続いて1時間30分の保育休暇と30分の部分休業を利用することができます。



3 予防接種休暇・子看護休暇

Q 4-3-1 子どもに予防接種を受けさせたいのですが？

A 次の指定の予防接種を受ける場合は「予防接種休暇」を利用できます。

指定の予防接種以外の予防接種を受ける場合は「子看護休暇」を利用することができます。

指定の予防接種

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん(はしか)、
風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症、
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がんワクチン)、水痘、B
型肝炎及びインフルエンザ、新型コロナウイルス

Q 4-3-2 小学生の子どもが熱を出してしまいましたが子看護休暇を利用できますか？

A 中学校入学前の子を養育する職員は、子の看病のために子看護休暇を利用することができます。

Q 4-3-3 子どもの看病以外でも子看護休暇が認められる場合を教えてください。

A おたふくかぜやA型肝炎の予防接種など、予防接種休暇の対象とならない予防接種の場合は、子看護休暇を利用することができます。

また、子の健康診断も対象となります。

Q 4-3-4 子看護休暇は、子どもが2人以上いる職員の場合には10日付与されるとききましたが、例えば下の子1人につき10日利用してもよいのでしょうか。

A 利用できます。10日以内であれば、対象者ごとの上限日数はありません。

4 勤務時間に関する制度

Q 4-4-1 子が1歳の誕生日を迎え保育園送迎のために利用していた保育時間(休暇)を利用できなくなりました。どのような制度を利用できますか？

A 部分休業、育児短時間勤務、早出遅出勤務を利用することができます。

- ① 部分休業は、小学校就学前の子の世話に必要な時間を確保できるよう、1日につき2時間まで、30分単位で取得することができます。ただし、取得した時間について給与が減額されます。
- ② 育児短時間勤務は、小学校就学前の子を養育する場合に1日の勤務時間を短くする短時間勤務を行うことのできる制度です。ただし、育児短時間勤務中の給与は、勤務する時間に応じた額となります。
- ③ 早出遅出勤務は、未就学児の養育のほか、小学生の放課後児童クラブへの送迎や家族の介護のため、1日の勤務時間を変えずに、勤務時間帯を変更する制度です。

Q 4-4-2 保育園や児童クラブへの送迎時間に間に合わせるためには、定時に退庁する必要があります。どのようにすればよいですか？

A 子育てに関する事情も職場の状況もそれぞれ違いますので、定時に確実に退庁することについて所属とよく相談しましょう。

子が3歳未満の場合や家族を介護する場合は、時間外勤務の免除を請求することができます。この場合には、原則として時間外勤務と休日勤務を命ずることができなくなります。(災害時等による場合を除きます。)

子が就学前の場合や家族を介護する場合は、時間外勤務の制限を請求することができます。1月につき24時間、1年につき150時間を超える時間外勤務を命ずることが制限されます。

5 部分休業

Q 4-5-1 育児休業からの復職に引き続き、部分休業を取得できますか？

A 育児休業期間と重ならなければ、子が小学校就学の始期に達する日(満6歳に達した日後の3月31日)ま



で、取得することができます。

Q 4-5-2 夫婦で部分休業を取得できますか？

A 夫婦で部分休業を取得することは可能です。配偶者が育児休業を取得している場合でも、所得することができます。

Q 4-5-3 部分休業承認請求書は、請求する期間を記載することになっていますが、どのような単位で請求すればよいですか？

A 部分休業は、あらかじめ包括的に請求し、承認を受けることとなっていますので、一括して請求してください。全期間の請求が難しい場合でも、1月以上の期間について請求するようにしましょう。

Q 4-5-4 部分休業承認請求書は、いつまでに提出すればよいですか？

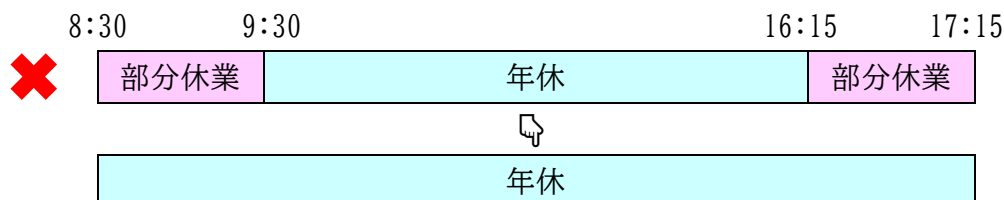
A 部分休業の請求に関する規定はありませんが、育児休業同様に、職場の業務への影響も大きいことから、早めに職場と相談し、育児休業に準じて、原則1月前には請求するようにしましょう。

Q 4-5-5 部分休業を取得したことがあります、再度、取得することができますか？

A 部分休業は、あらかじめ包括的に請求し、承認を受けることとなっていますが、状況の変化などで再度、部分休業を必要とする場合には、取得することができます。

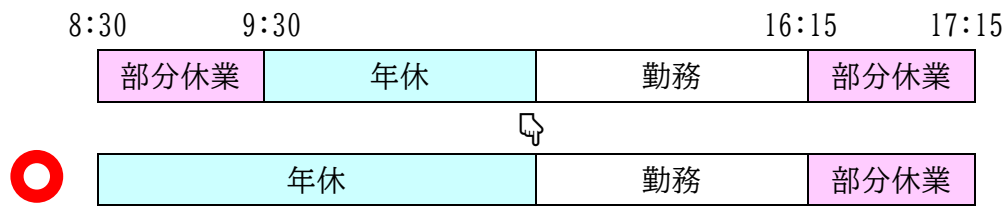
Q 4-5-6 部分休業の承認を受けている日に、承認を受けた時間以外の時間について年休を利用し、一日勤務しないことができますか？

A 部分休業は、勤務することが前提であるため、認められません。この場合には、その日の部分休業の承認を取り消し、1日の年休を利用することになります。



Q 4-5-7 部分休業の承認を受けている日に、部分休業に引き続く時間について、年休を利用することができますか？

A 部分休業に引き続く時間に年休を利用することはできません。



Q 4-5-8 部分休業は、1日の勤務時間が4時間以下の場合でも、2時間まで取得できますか？

A 1日の時間が4時間未満の場合でも、2時間まで取得できます。

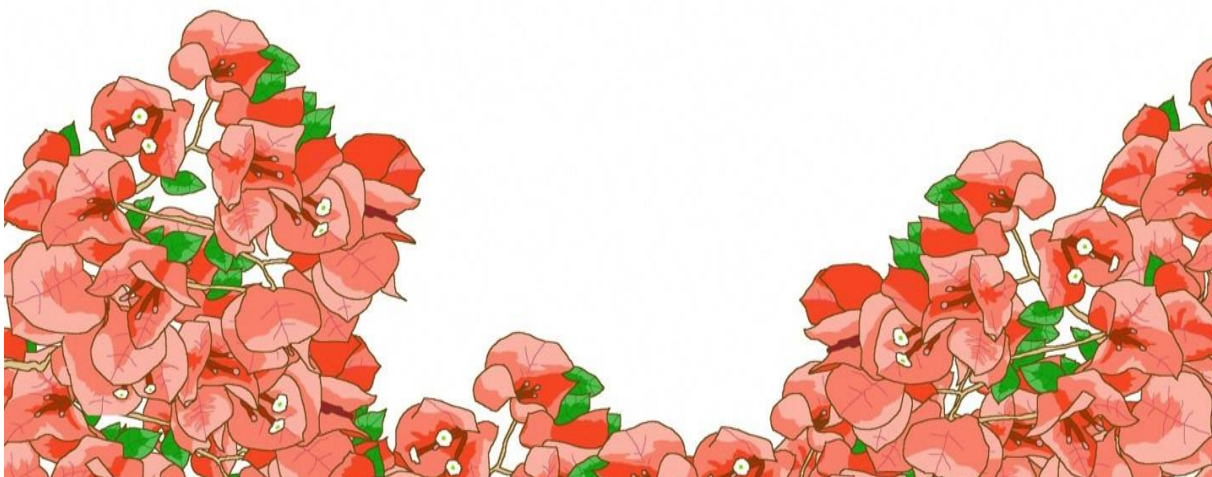
Q 4-5-9 すでに承認されている部分休業の時間を変更したいときは、どうすればよいですか？

A 部分休業の時間を変更するための様式は定められていません。やむを得ない理由で変更する必要がある場合には、次の事項を記載した任意の様式で「部分休業承認時間変更請求書」として所属長に提出してください。

- ① 変更にかかる子
- ② 変更する時間
- ③ 変更する理由
- ④ 変更の対象となる期間等

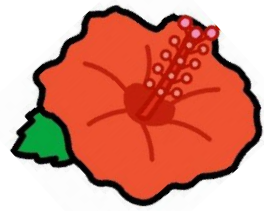
Q 4-5-10 早出遅出勤務を行っている日に、部分休業を請求することはできますか？

A 通常の勤務時間の場合と同様に、勤務の始め又は終わりに取得することができます。



第4章 子育て中に利用できる那覇市の支援制度

那覇市には、子育てをする人とその子が利用できる支援施設や窓口が多くあります。ぜひお気軽にご活用ください。



1 子育て支援事業

(1) 利用者支援事業 子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」

就学前の子育て全般のご相談・入園に関すること、一時預かり保育など子育て支援情報の提供、相談内容に応じて必要な関係窓口へつなぎます。

また、Lineで相談もできます。



ら・ら・らステーション



Line 相談

(2) 育児支援家庭訪問事業

身内や近隣から育児サポートが得られにくい方や育児に不安や負担を強く感じる方のご家庭へ支援員が定期的に訪問し、安心して子育てができるよう、育児に関するアドバイスや情報の提供をしながら、保護者と一緒に赤ちゃんやお子さんへのお世話等を行います。利用は無料。まずはお気軽にご相談ください。



育児支援家庭訪問事業ほか

(3) 妊産婦・新生児訪問（助産師訪問）

市内に居住している赤ちゃん（3か月未満）と保護者を対象に、助産師などが家庭訪問を行い、お風呂の入れ方、育児の方法、母乳などについての相談に応じます。地域保健課へ親子健康手帳（母子健康手帳）に添付された助産師訪問依頼票（ハガキ）を送付するか、お電話でも申し込みできます。なお、妊娠中の相談についても対応しています。



助産師訪問

(4) こんにちは赤ちゃん事業

市内の生後4か月までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭を対象に、市の「こんにちは赤ちゃん訪問員」がお伺いし、子育てについて不安や悩みをお聴きします。また、子育てに関する助言や、子育て支援サービスの情報をお伝えしています。（事前に市から訪問のお知らせが届きます。）



こんにちは赤ちゃん

2 子育て支援施設

ここでは主に0歳児と保護者でも利用できる施設を紹介します。下記のほかに小学生以上の子も利用できる施設もありますので、那覇市公式ホームページをご覧ください。

(1) 病児保育

病気（回復期）にあるため、集団保育が困難な児童で、保護者の勤務などの都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など、家庭での育児ができない場合、専用スペースで看護師・保育士が一時的に保育を行う子育てと就労のための支援事業です。

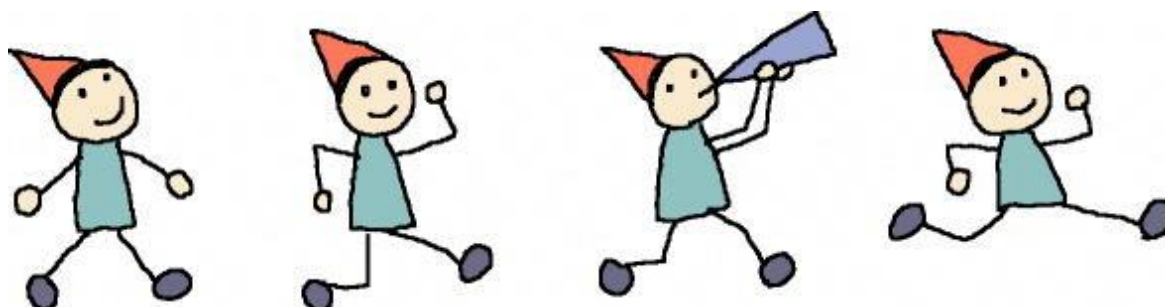
実施 病院 施設	安謝小児クリニック こどもデイケア センター TEL. 098-869-0600 * 木曜日のみ 098-864-1616	こくらクリニック 小児健康支援セ ンター TEL. 098-855-1020	那覇市母子生活 支援センターさ くら (はるはうす) TEL. 098-886-8808	病児病後児室 にぬふぁのもり TEL. 070-4010-8391
所在地	字安謝215-1	古波蔵3-8-28	首里鳥堀町4-99	具志2-20-46 (にぬふぁ保育園内)
利用 時間 ・ 利用 料金	月～土 8時30分～18時 (要予約) 2,000円 (保育料・食費込) * 診療費は別途 かかります。	月～金 9時～18時 土 9時～13時 一日…2,000円 (保育料・食費込) 半日…1,300円 (保育料・食費込)	月～土 8時～18時 2,000円 (保育料・食費込)	月曜～金曜 9時～17時 2,000円 (保育料・食費込)
利用 期日	※ 原則として7日まで。ただし、必要に応じて日を超えて一時保育を行うことができます（診療費は別途）。			

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、遊べる場の提供、子育て支援情報の提供、子育て相談、育児講座などを行っています。相談は無料です。

【地域子育て支援センター 対象年齢：妊娠期、0歳～6歳】

(所在地) 施設名・電話番号・リーフレットのQRコード	
宇栄原みらいこども園：子育て支援センター「うえばる-む」 098-858-9233 	(小禄)あやめ保育園：子育て支援センター「南風～フェヌカジ～」 080-3701-1697 
鏡原保育園：子育て支援センター「ゆんたく」 098-859-3511 	樋川みらいこども園：子育て支援センター「ていーら」 098-834-0963 
天久みらいこども園：子育て支援センター「すまいる」 098-867-9016 	(安謝)あじゃ保育園：子育て支援センター「むるが家」 098-862-2584 
久場川みらいこども園：子育て支援センター「はっぴい」 098-887-4188 	(首里石嶺町)みどり保育園：子育て支援センター「なんくる家」 098-886-6044 



【つどいの広場 対象年齢：主に0歳～3歳】

(所在地) 施設名・電話番号・リーフレットのQRコード	
(金城)金城児童館：つどいの広場「さんさん」 098-859-0099 	小禄児童館：つどいの広場「ほのぼの」 098-857-5377 
(安里栄町市場内) つどいの広場「わくわく」 098-886-6623 	(字国場)古波蔵児童館：つどいの広場「にこにこ」 098-831-6786 
国場児童館：つどいの広場「ソレイユ」 098-855-2696 	(三原)つどいの広場「てくてく」 070-5813-8993 
識名児童館：つどいの広場「ランラン」 098-854-9656 	若狭児童館：つどいの広場「よつば」 098-867-7266 
大名児童館：つどいの広場「うふなー」 098-917-4069 	

(3) 子育て応援Day

各地域に設置運営されている認可保育園・認定こども園において、地域子育て家庭への支援として親子で気軽に保育体験、給食試食、育児相談などができる子育て応援Dayが行われています。お近くの保育園・こども園にお問い合わせの上ご利用ください。



子育て応援 Day

(4) 児童館・児童遊園の利用

児童の健全育成を目的とする児童厚生施設です。魅力的な遊び場、自然とのふれあいやお年寄りとの交流など、子どもの生活体験を豊かにするための場や機会を提供します。指導員による遊びの指導、子ども会や母親クラブなどの地域活動センターの役割も担います。



児童館

【 児童館 】

施設名	所在地	電話
金城児童館	金城3-5-4 (那覇市総合福祉センター内)	098-859-0099
小禄児童館	字小禄5-4-2	098-857-5377
識名児童館	識名2-5-5	098-854-9656
国場児童館	字国場353番地	098-855-2696
古波蔵児童館	字国場1169-4	098-831-6786
壺屋児童館	壺屋1-5-13	098-863-8682
若狭児童館	若狭3-18-1	098-867-7266
くもじ・にじいろ館	牧志1-6-55	098-862-1889
安謝児童館	安謝2-15-1 (安謝福祉複合施設内)	08-862-4341
大名児童館	首里大名町2-75	098-917-4069
久場川児童館	首里久場川町2-18	098-886-5674

【 開館時間 】

10時～18時

(こどもの日を除く祝日・年末年始・慰霊の日・第三日曜日は休み)

*金城児童館は毎週日曜日休館

【 利用できる人 】

本市に住む乳幼児から高校生まで(乳幼児は保護者同伴)

【 児童遊園 】

石嶺記念児童遊園(公園)

所在地 : 首里石嶺町4丁目392番地

(5) 那覇市ファミリーサポートセンター

地域で「子育てのお手伝いをしたい方」と「援助をしてほしい方」が会員になり、相互援助活動を行う会員組織です。

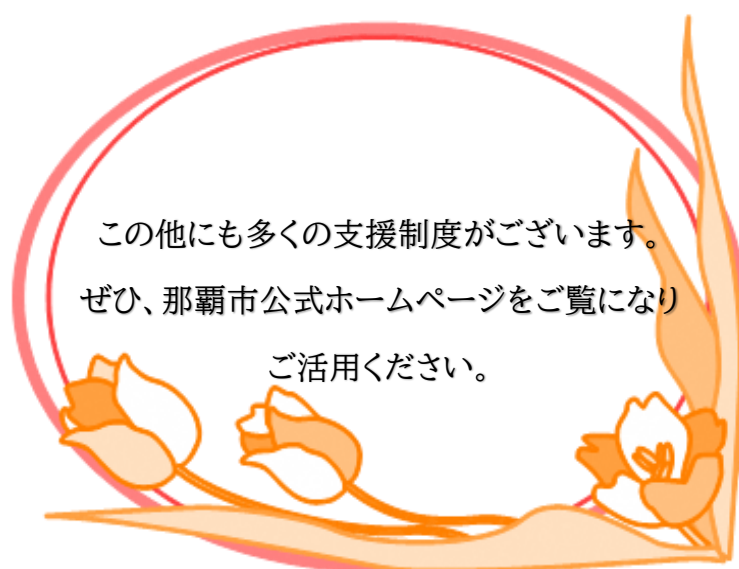
仕事が休めない、子どもの送迎ができない、産休明けのサポーターが必要等の場合にご利用ください。

アドバイザーが詳しく説明し、援助活動をコーディネートします。

- 【 所在地 】 那覇市金城3-5-4（那覇市総合福祉センター2階）
- 【 連絡先 】 098-857-8991（那覇市社会福祉協議会内）
- 【 対象児童 】 3ヶ月～小学生まで
- 【 開所時間 】 9時～18時（月～金）
- 【 基本料金 】 1時間600円から（※利用時間帯及び活動内容によっては異なる場合があります。）

*センターの閉所時間と援助活動時間は異なります。

*援助活動は、早朝、夜間にわたることがありますが、原則として宿泊を伴う援助活動は行っておりません。



那覇市子育て支援のページ



バージョンアップへのご協力をお願いします

子育てと仕事の両立支援に係る制度の運用は、職員一人一人の状況に合わせて適正に利用できるよう常に見直しが必要な部分があります。

ハンドブック（制度編・Q&A編）や子育てプランファイルも、必要な見直しを続け、バージョンアップを図っていく必要がありますので、内容はもちろん、使い勝手など、お気づきの点がありましたら、人事課までお知らせください。

【ハンドブックの全面改定について】

このハンドブックは、子育てと仕事の両立支援に関する指針（令和4年7月21日総務部長決裁）に基づく制度の理解促進に資する資料として、妊娠・出産・育児ハンドブック（妊娠・出産編第6版、育児編第7版）（平成29年6月30日）を全面改定したものです。

人事課では、平成17年に「妊娠・出産・育児ハンドブック」を作成した後、制度の充実に合わせて改定を行い、平成29年に現在のハンドブックを作成しました。その後、令和3年に「那覇市職員のための特定事業主行動計画」が策定され、令和4年度には育児休業制度の拡充、つわり等休暇の新設など、子育てと仕事の両立支援策の充実が図られています。

これらの施策を踏まえ、職員と所属長・職場の双方が、子育てと仕事の両立とその支援に取り組むことができるよう、最新の情報を加えた上で、制度の説明とQ&A形式に整理し、子育てと仕事の両立支援ハンドブック（制度編、Q&A編）として全面改定しました。

